

○国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考規程

(令和6年1月22日機構規程第18号)

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良国立大学機構の理事長（以下「理事長」という。）の選考については、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事長候補者の選考機関)

第2条 理事長となることのできる者（以下「理事長候補者」という。）の選考は、国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）が行う。

(理事長候補者の資格等)

第3条 選考・監察会議は、理事長候補者の選考を行うに当たり、理事長に求められる資質、能力等に関する理事長候補者の選考基準（以下「理事長選考基準」という。）について定める。

(選考の事由及び時期)

第4条 選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長候補者の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長候補者の選考は、前項第一号に該当する場合は、任期満了の5月前までに行い、同項第二号、第三号又は第四号に該当する場合は速やかに行うものとする。

(理事長候補適任者の探查)

第5条 選考・監察会議は、理事長候補者の選考を行うに当たり、国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議規程（令和4年度機構規程第4号。）第2条第1項に規定する委員に対し、理事長候補者となるべき適任者（以下「理事長候補適任者」という。）の探查を求めるものとする。

(理事長候補適任者の推薦)

第6条 選考・監察会議は、前条による探查の結果を踏まえて、選考・監察会議委員に理事長候補適任者の推薦を求める。

2 前項の推薦に当たっては、あらかじめ当該理事長候補適任者の同意を得た上で、次の各号に掲げる書類を、選考・監察会議が定める所定の期日までに選考・監察会議議長に提出する。

- (1) 理事長候補適任者推薦書（別記様式1）
- (2) 理事長候補適任者調書（別記様式2）
- (3) 理事長候補適任者の所信（別記様式3）
- (4) 同意書（別記様式4）

(理事長候補適任者の面談)

第7条 選考・監察会議は、前条により推薦された理事長候補適任者を対象に、面談を実施する。

(理事長候補者の選考)

第8条 選考・監察会議は、前条により面談を実施した理事長候補適任者のうちから、理事長選考基準に基づき、提出書類及び面談の結果により審査を行い、理事長候補者を選考する。

2 前項の理事長候補者の選考は、選考・監察会議委員による合議により行う。ただし、合議により難いと認める場合は、選考・監察会議委員による単記無記名投票を行い、過半数を得た者を理事長候補者として決定する。

3 前項の投票において、過半数を得た者がいないときは、得票数の多い者から上位2名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）の者について、再度、選考・監察会議委員による単記無記名投票を行い、過半数を得た者を理事長候補者として決定する。

(理事長候補者の就任承諾)

第9条 選考・監察会議は、前条により決定した理事長候補者に対し、理事長就任承諾書並びに誓約書（別記様式5）の提出を受け意思確認を行う。

(公表)

第10条 選考・監察会議は、理事長候補者の選考を行うに当たり、理事長選考基準について、公表する。

2 選考・監察会議は、第8条に定める理事長候補者の選考の結果及び理由、選考の過程並びに法第10条第4項に定める大学総括理事を置くこと及び理由について公表する。

(再選考)

第11条 第8条により選考された理事長候補者が理事長に就任するまでの間に、当該理事長候補者が次の各号に掲げる事項に該当した場合、選考・監察会議は、理事長候補者の再選考を行う。

(1) 健康上の理由により職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) やむを得ない事由により辞退の申出があった場合

(3) その他理事長たるに適しないと認められる場合

2 前項に定める再選考の方法は、選考・監察会議において協議してこれを定める。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考に関し必要な事項は、選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年1月22日から施行する。

別記様式1 推薦書

[別紙参照]

別記様式2 調書

[別紙参照]

別記様式3 所信

[別紙参照]

別記様式4 同意書

[別紙参照]

別記様式5 就任承諾書並びに誓約書

[別紙参照]